

議案第9号

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年2月17日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令案の概要

1 改正の理由

佐賀県教育委員会において、統括事務長の職務内容が変更されるため。

2 改正の内容

教育長の権限に属する事務について、受任者を学校運営支援室長（学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長）に改める。

3 施行日

令和3年4月1日

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程（平成23年教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「学校長又は事務長」を「学校運営支援室長（学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長）」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鳥栖市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第2条第1項第2号に該当する職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、同条例第23条の3の規定により市が処理することとなる事務を<u>学校長又は事務長</u>に委任する。</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第2条第1項第2号に該当する職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、同条例第23条の3の規定により市が処理することとなる事務を<u>学校運営支援室長（学校運営支援室長が統括事務長又は事務長でない場合は、学校長）</u>に委任する。</p>